

京都府 子育て支援医療費助成制度の拡充について

◆ プログラムの対応内容

令和5年9月診療分からの京都府子育て支援医療費助成制度(45)の拡充について対応しました。

【変更内容】

京都府の子育て支援医療費助成制度(45)について、9月診療分より、3歳から小学校卒業までの通院にかかる医療費の自己負担上限額が、1か月1医療機関200円に引き下げられます(現在は1か月1500円です)。

この府制度の拡充にともない、市町村独自制度においても拡充等が行われます。

▷ 京都府制度(拡充される部分は太枠内)

		入院外	
		負担金	給付方法
0～3歳未満		200円 (1医療機関・1ヶ月)	白色の受給者証
3歳～小学校6年生		200円 (1医療機関・1ヶ月)	白色の受給者証
中1～中3	1ヶ月の自己負担額1500円を超えた額を助成		償還払い

▷ 各市町村の拡充について ※一部抜粋

		入院外	
		負担金	給付方法
京都市	中1～中3	1500円(1医療機関・1ヶ月)	さくら色の受給者証
宇治市	中1～中3	200円(1医療機関・1ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261054
長岡京市	中1～中3	200円(1医療機関・1ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261104
精華町	中1～中3	200円(1医療機関・1ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261625
亀岡市	0歳～18歳 ※1	負担なし	淡い水色の受給者証: 45261070
南山城村	0～3歳未満	負担なし	白色の受給者証: 黄色いシール有り
	3歳～中3	負担なし	さくら色の受給者証: 45261633
	中学卒業～18歳 ※1	負担なし	さくら色の受給者証: 45261633
福知山市	中1～中3	200円(1医療機関・1ヶ月)	水色の受給者証 45261021
	住民税非課税 世帯の0～15歳 ※2	負担なし	みどり色の受給者証: 45261021

※1： 18歳到達後最初の3月31日まで。

※2： 15歳到達後最初の3月31日まで。

※ 各事業単位の市町村単独制度については、市町村によって異なる場合があります。

詳細につきましては健康福祉部医療保険政策課等にお問い合わせください。

重 要

令和5年9月1日より実施される京都府子育て支援医療助成制度の拡充に伴い

公費受給者番号:4526****をお持ちで、

限度額など登録内容に変更がある患者様につきましては

必ず保険切替が必要となります。

保険切替を行う際は、古い保険の有効期限を令和5年8月31日以前で設定し

新しい保険の資格取得日を令和5年9月1日以降で設定してください。

【患者登録】

(例1) 子育て支援医療費受給者証: 4526**** (負担金 200円)

- ①-1 患者登録画面の公費①欄に、4526****から始まる負担者番号を入力し、限度額に「200」と表示されたことを確認して、
[F5 登録] を押します。

公費1	負担者番号	45261234	負担率	0.0割
	受給者番号	1234567	限度額	200円
	資格取得日	令和 年 月 日	有効期限	年 月 日

※ 公費負担者番号、自己負担金については、必ず受給者証をご確認ください。

負担がない場合は、
空白にしてください。

(例2) 京都市子ども医療費受給者証: 45265〇〇〇(左から5桁目が5) (負担金 1500円)

- ①-2 患者登録画面の公費①欄に、45265(左から5桁目が5)から始まる負担者番号を入力し、限度額に「1500」と表示されたことを確認して、[F5 登録] を押します。

公費1	負担者番号	45265123	負担率	0.0割
	受給者番号	1234567	限度額	1500円
	資格取得日	年 月 日	有効期限	年 月 日

※ 公費負担者番号、自己負担金については、必ず受給者証をご確認ください。

- ② すでに登録がある患者様の場合は、[F9 保険切替] を押します。

「新しく保険を作成しますか?」とメッセージが表示されますので、[はい] を押します。

「保険情報をコピーしますか?」と表示されますので、[はい] または [いいえ] を選択します。

※複数の保険を登録されている場合は、コピーする保険の選択画面が表示されますので、コピーする保険を

選択してください。

「病名もコピーしますか?」と表示されますので、[はい] または [いいえ] を選択します。

※複数の保険を登録されている場合は、コピーする保険の選択画面が表示されますので、コピーする病名が

登録されている保険を選択してください。

病名は、[F2 その他] > [病名複写] からもコピーが可能です。

- ③ 受給者証を確認し、限度額に金額を入力あるいは空白にしてください。

※保険情報をコピーして新しい保険を作成した場合、コピー元の公費限度額が入力されます。必ずご確認ください。

- ④ 新しい患者番号で保険を作成された場合も、患者登録画面の公費①欄に4526****から始まる負担者番号と受給券に記載されている自己負担金を確認し、[F5 登録] を押します。

【 診療行為入力 】

4526****から始まる負担者番号を登録して、令和5年9月1日以降の診療行為入力をを行うと、自動的に公費フラグ「1」が立ちます。公費対象診療の場合はフラグを立てたままにしてください。

区分	コード	後	診療内容
12	120101		再診料
12	120102		明細書発行体制等加算
12	120111		外来管理加算

<手動で公費フラグを変更する場合>

- ① F1 公費フラグ または「区分」の右側の枠をクリックします。
- ② カーソルが移りますので、キーボードから数字の「1」または「0」を入力してください。
※ フラグを空白にする場合は「0」を入力してください。
- ③ 入力が終わったら Enter を押して確定します。

区分	コード	後	診療内容	数
12	120101		再診料	
12	120102		明細書発行体制等加算	
12	120111		外来管理加算	
80	800147		処方箋料（リフィル以外・その他）	

- 公費対象診療 …… フラグ「1」
• 公費対象外診療 …… フラグ「0」
を入力してください。